



福岡医発第1426号(地)
平成26年8月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省「持分なし医療法人への移行促進策のご案内」パンフレットについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、別添のとおり福岡県保健医療介護部及び厚生労働省医政局医療経営支援課より日本医師会を通じて周知依頼が参りました。

つきましては、本件につきまして貴会でもご了解頂くとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお当該パンフレットにつきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを併せて申し添えます。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/dl/ikousokushin.pdf>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

年税第 26 号

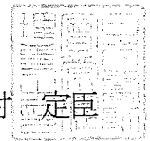
平成 26 年 8 月 6 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 今村 定臣

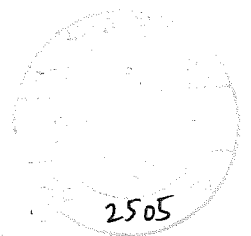


厚生労働省「持分なし医療法人への移行促進策のご案内」パンフレットについて

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より、別添の通り、「持分なし医療法人への移行促進策のご案内」パンフレットの周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、当該パンフレットは、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoudl/ikousokushin.pdf>) より、ご覧いただけます。



26医指第1695号
平成26年8月6日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県歯科医師会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県医療法人協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

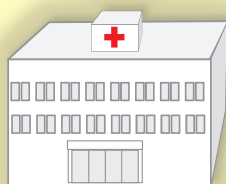
「持分なし医療法人」への移行促進策のご案内について（送付）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医政局医療経営支援課から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

出資者の方に
もしものことがあって、
その相続人から
持分の払い戻しを
請求されたら
どうしよう

病院の運営を頑張った
おかげで法人の資産も
増えたけど、
持分の払い戻しを請求
されたら大変だ



こんな悩みをお持ちの医療法人の皆さまへ

「持分なし医療法人」への 移行を検討しませんか？

こんな悩みを解決するために、
「持分なし医療法人」への
移行を検討されてはいかがでしょうか？

しかも、今なら**3年間限定**で、
税制優遇措置や**低利の融資**が受けられます。

地域医療の要として、
今後も安定して医療を提供するために
ぜひ、ご検討ください。

「持分あり医療法人」を経営される理事長の皆様、こんなお悩みありませんか？

※「持分あり医療法人」とは、出資者が出資した割合に応じて法人資産を払い戻すことができる法人であり、例えば、出資金400万円のうち100万円出資した人は、この法人の純資産の1/4（純資産が1億円ある場合は、2,500万円）を払い戻すことができます。

〈事例1〉

◆医療法人を設立した際に出資してくれた方々が高齢化してきた。将来、これらの方々が亡くなったとき、出資権も相続されるが、このとき相続した人に払い戻されたりなんかしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。

〈事例2〉

◆医療法人を設立した当初は診療所だけだったが、今は病院を運営するまでになった。法人の貸借対照表を見ると、純資産が大きくなっており、出資者に払い戻されたりなんかしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。



出資者からの払戻が行われない、「持分なし医療法人」への移行を検討しませんか？

- ◇今なら、**3年間限定**（平成26年10月1日から平成29年9月30日まで）で**税制優遇措置**や**低利の融資**などを受けられます。
- ◇詳しくは、顧問の税理士、公認会計士などに相談してください。

1. 移行計画の認定制度および税制措置について

1) 移行計画の認定制度と税制措置の概要

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様です。

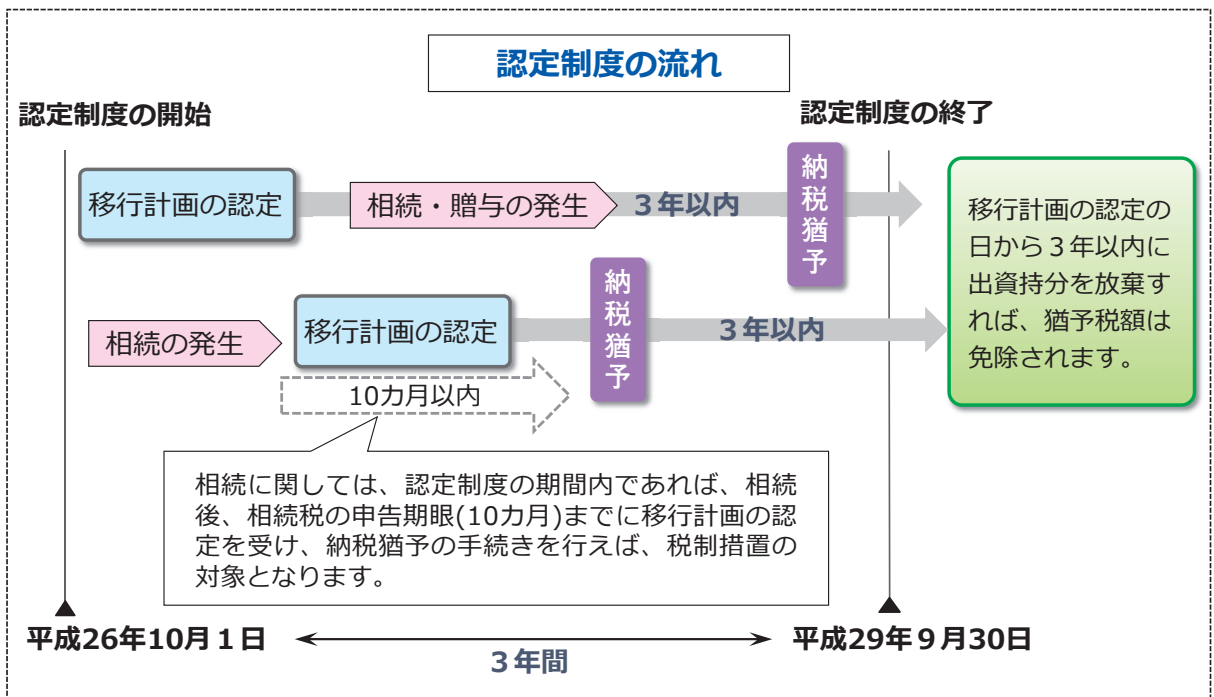
① 移行計画の認定制度

移行計画の認定制度が実施されるのは、平成26年10月1日から平成29年9月30日の間の3年間です。

持分なし医療法人への移行を検討する医療法人は、この期間内に移行計画を厚生労働省へ申請し、認定を受けてください。

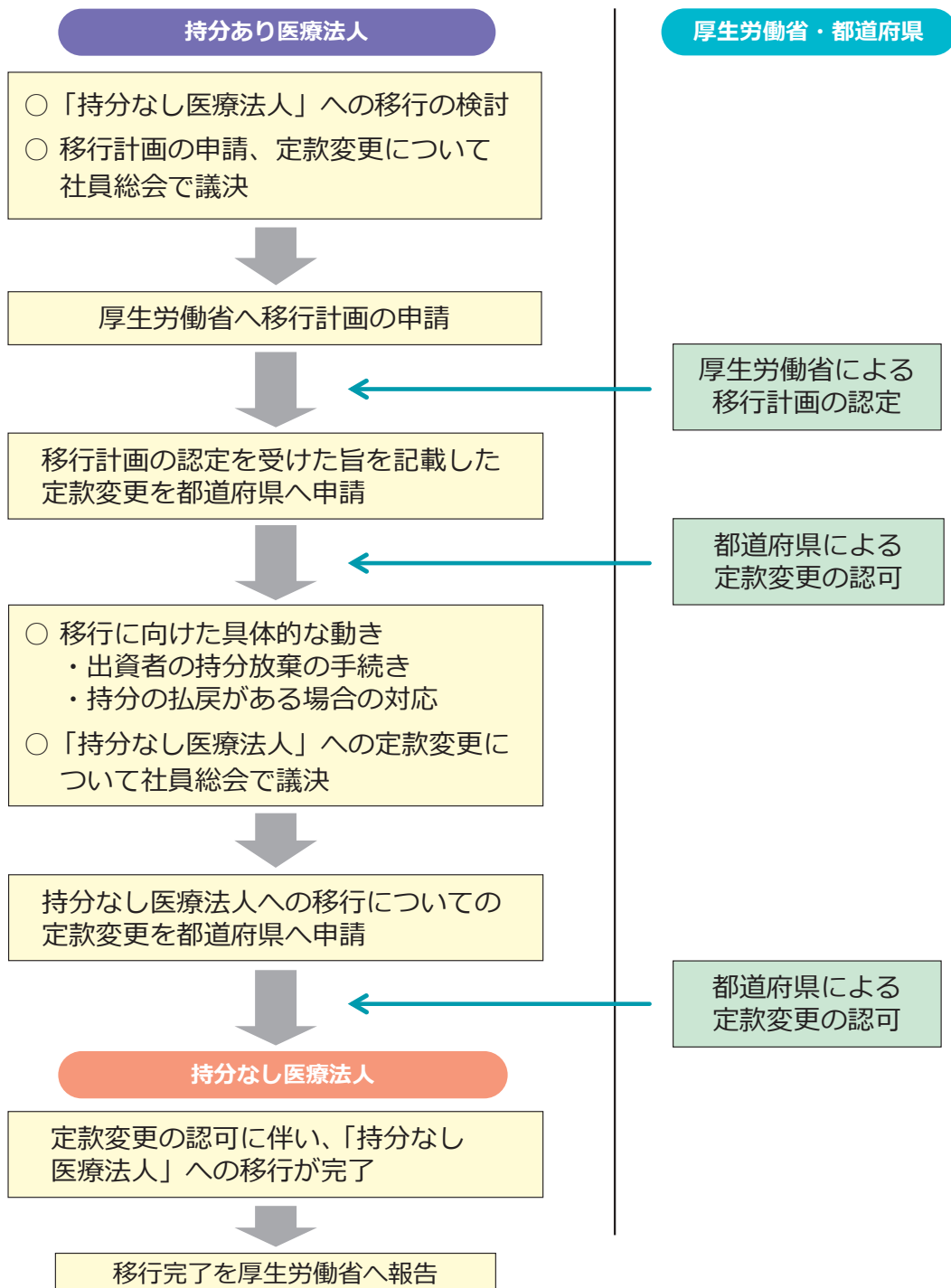
② 移行の期限

移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から3年以内に持分なし医療法人へ移行してください。



※手続きの流れなどについては、次ページの2)以降をご覧ください。

2) 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



3) 移行期間中に相続・贈与が発生した場合の納税猶予などの手続き

① 納税猶予の手続き

相続税・贈与税の申告の際、税務署で納税猶予の手続きを行うことができます。

- この特例の適用を受ける場合には、相続税・贈与税の申告書を期限内に提出するとともに、担保を提供する必要があります。
- 申告にあたっては、医療法人から移行計画の認定通知書、移行計画、定款、出資者名簿の交付を受け、申告書に添付してください。
- 申告の際に、担保提供の手続きが必要となりますが、担保提供の際に所有している出資持分の全てを担保として提供する場合は、出資持分を担保として提供することができます。この場合、質権設定承諾書等の必要書類を税務署へ提出する必要があります。

② 猶予税額免除の手続き

移行期限までに出資持分を放棄すれば、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

- 手続きにあたっては、医療法人から放棄申出書（医療法人に提出したもの）、出資者名簿の交付を受け、届出書に添付して税務署に提出してください。
- 基金拋出型医療法人に移行した場合、猶予税額のうち基金に拋出した額に対応する猶予税額は納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額は免除されます。その際には、上記の書類に加え、定款、持分の時価評価の評価書を提出していただくことになります。

注) 納税猶予期間に出資持分の一部または全部の払戻を受けた場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を併せて納付しなければなりません。

4) 税額計算の具体例

- 被相続人が、出資持分：2億円（出資額：1,000万円、利益剰余分：1億9,000万円）、その他財産：1億円、合計3億円を相続（法定相続人は1人とする）した場合で、出資持分：2億円の相続について納税猶予の手続きを行い、出資持分を全て放棄して移行期間内に持分なし医療法人に移行したケース

【税額計算】

平成26年12月31日までの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

$$1) \text{ 課税遺産 } 3\text{億円} - \underset{\text{基礎控除}}{(5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 1\text{人})} = 2\text{億}4,000\text{万円}$$

$$2) \text{ 税額計算 } 2\text{億}4,000\text{万円} \times \underset{\text{税率}}{40\%} - \underset{\text{控除額}}{1,700\text{万円}} = 7,900\text{万円}$$

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

$$1) \text{ 課税遺産 } 2\text{億円} - \underset{\text{基礎控除}}{(5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 1\text{人})} = 1\text{億}4,000\text{万円}$$

$$2) \text{ 税額計算 } 1\text{億}4,000\text{万円} \times \underset{\text{税率}}{40\%} - \underset{\text{控除額}}{1,700\text{万円}} = \textbf{3,900万円 (猶予税額)}$$

$$③ \text{ 納税額 } 7,900\text{万円} - \textbf{3,900万円} = 4,000\text{万円}$$

平成27年1月1日からの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

$$1) \text{ 課税遺産 } 3\text{億円} - \underset{\text{基礎控除}}{(3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 1\text{人})} = 2\text{億}6,400\text{万円}$$

$$2) \text{ 税額計算 } 2\text{億}6,400\text{万円} \times \underset{\text{税率}}{45\%} - \underset{\text{控除額}}{2,700\text{万円}} = 9,180\text{万円}$$

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

$$1) \text{ 課税遺産 } 2\text{億円} - \underset{\text{基礎控除}}{(3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 1\text{人})} = 1\text{億}6,400\text{万円}$$

$$2) \text{ 税額計算 } 1\text{億}6,400\text{万円} \times \underset{\text{税率}}{40\%} - \underset{\text{控除額}}{1,700\text{万円}} = \textbf{4,860万円 (猶予税額)}$$

$$③ \text{ 納税額 } 9,180\text{万円} - \textbf{4,860万円} = 4,320\text{万円}$$

2. 融資制度について

独立行政法人福祉医療機構による経営安定化資金について

- ◆ 移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行を進める医療法人において、出資持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸付けを受けることができます。
- ◆ 貸付限度額：2億5,000千万円
償還期間：8年（うち据置期間1年以内）
- ◆ 貸付条件
 - ・国の移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。
 - ・資金の貸付けにあたっては、事前審査及び本審査を受けていただく必要があります。
 - ・通常の「経営安定化資金」との併用はできません。
- ◆ 貸付けの詳細については、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。（お問い合わせ先は、次ページを参照してください。）

3. その他

- 持分なし医療法人への移行については、医療法人による任意の選択を前提としています。
- 持分なし医療法人へ移行した際、相続税法第66条第4項の規定に該当するときには、医療法人に対して贈与税が課される場合があります。
- 持分なし医療法人への移行にあたっては、平成23年3月発行の「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」をご活用ください。
※当マニュアルは、厚生労働省HPにも掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/anteika.html>

4. 申請・相談窓口

1) 制度の内容についてお聞きになりたいとき

部局名	住所	電話・FAX
厚生労働省 医政局医療経営支援課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	Tel:03-5253-1111 (代表)(内線2672) 03-3595-2261 (直通) Fax:03-3580-9644

2) 融資についてお聞きになりたいとき

団体名	住所	電話・FAX
＜施設の開設地が東日本の場合＞ 独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課	〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9F	Tel: 03-3438-9940 Fax: 03-3438-0659
＜施設の開設地が西日本の場合＞ 独立行政法人福祉医療機構 大阪支店医療審査課	〒541-0054 大阪市中央区南本町3-6-14 イトウビル3F	Tel: 06-6252-0219 Fax: 06-6252-0240

3) 移行の具体的な進め方などについてお聞きになりたいとき

団体名	住所	電話・FAX
公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事業第二課	〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5F	Tel: 03-5275-6996 Fax: 03-5275-6991

(注) 個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談には対応できない場合があります。